

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	3
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	3
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	4
2 天然更新に関する事項	5
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5 その他必要な事項	7
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2 保育の種類別の標準的な方法	8
3 その他必要な事項	9
第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	9
III 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	12
2 その他必要な事項	12
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	12
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	12
3 林野火災の予防の方法	12
IV その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	13
2 森林の総合利用の推進に関する事項	13
3 住民参加による森林の整備に関する事項	13
別表1	
別表2	
参考資料	